

# 国立大学法人東京外国語大学アジア ・アフリカ言語文化研究所会議通則

〔平成16年10月14日〕  
〔規則第218号〕

平成27年3月12日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第2号

(適用範囲)

第1条 この規則は、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所(以下「研究所」という。)での会議に適用する。ただし、それぞれの委員会等の規程に別段の定めがある場合を除く。

(議長)

第2条 委員会においては委員長が議長となる。

2 業務担当においては担当者の互選により議長を選出する。

3 議長に事故のあるときは、委員会においては副委員長、業務担当においては、あらかじめ議長が指名する者が議長となる。

(電子的会議)

第3条 会議は、電子メールによるメーリングリストなどの電子的手段によっても開催することができる。

(招集)

第4条 議長が会議を招集する。

2 委員会においては委員、業務担当においては担当者(以下「構成員」という。)の過半数からの要請があるときは、議長は会議を招集しなければならない。

(開会)

第5条 構成員の過半数が参加しなければ、会議を開き議決することができない。

2 会議を電子的手段によって開催するときは、議長が適切な期限を設定して構成員の過半数の参加を確認するものとする。

3 前項、前々項の過半数の計算においては、海外又は国内に出張中であり且つ電子的手段によっても参加が困難である者を除く。

(議事)

第6条 議事は、参加者の過半数をもって決する。

2 会議を電子的手段によって開催するときは、議長が適切な期限を設定して参加者の可否の回答を確認するものとする。

3 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考人)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に参加させ意見を求めることができる。

(報告)

第8条 会議の結果の重要事項は、議長が研究所の教授会に報告しなければならない。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、研究所の教授会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成16年10月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。